

平戸市監査公表第 20 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 7 月 3 日

平戸市監査委員 大浦 雄二
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
議会事務局

第 3 監査の期間

令和 8 年 4 月 28 日

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：議会事務局】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	1 例規の整備について 平戸市請願及び陳情処理規程第2条第2項において、請願書の提出部数を「正本のほかその写し40部」と規定しているが、現状は正本のみを提出させていることから、適正な例規の整備に努められたい。	ご指摘の通り、規程の改正を行います。
	2 契約事務について 契約事務において、下記のとおり、不備な点がみられたので、平戸市契約規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。	
	(1) 令和5年度及び令和6年度に締結された会議録検索システムデータ作成業務委託契約書、並びに令和2年度に長期継続契約により締結された議会中継システム保守サポートサービス契約書について、契約保証金に関する記載がなかった。	今後の契約書については、契約保証金に関する条項を記載するよう、書式の修正を行いました。
	(2) 令和5年度及び令和6年度に締結された「議会会議録印刷業務委託における印刷製本請負契約書」における印刷物の規格について、第1条に「仕様書のとおり」とあるが、仕様書が添付されていなかった。また、第16条第3項に、「別記（個人情報取扱特記事項）を遵守しなければならない」とあるが、特記事項が添付されていなかった。	「仕様書」及び「個人情報取扱特記事項」の添付が漏れておりましたので、今後は適正な取り扱いを行います。

区 分	内 容	措置状況
	3 政務活動費について 平戸市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項において、「政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、議長に提出しなければならない」と規定されている。しかしながら、実際には別記様式ではなく、平戸市議会政務活動費に関する申し合わせ事項に規定する様式が添付されていたため、例規に即した内容となるよう改善されたい。 また、市ホームページ及び市議会だよりにおいて、政務活動費の交付額について「議員1人あたり月額1万円を交付している」旨が記載されているが、平戸市議会政務活動費の交付に関する条例第3条第1項においては、「年額12万円」と規定されていることから、適切な表現となるよう修正されたい。	ご指摘の通り今後は、条例で定めのある「別記様式」により、報告書の提出を徹底します。 また、平戸市ホームページについては、ご指摘の通り修正いたしました。なお、「市議会だより」についても、今後、例規に則した内容の掲載を行います。